

## 施設園芸等燃油価格高騰対策の平成30事業年度実施に係る2次公募要領

### 1 公募事項

施設園芸等燃油価格高騰対策について、平成30事業年度の実施分の2次公募を以下のとおり、開始します。

- (1) 本事業に取り組もうとする県協議会（一般社団法人日本施設園芸協会（以下「協会」という。）の施設園芸等燃油価格高騰対策実施要領（以下「協会実施要領」という。）第2条に規定する事業実施者となる協議会をいう。以下同じ。）は、協会実施要領第9条第1項又は第5項及び第6項の規定に基づき、県協議会の事業実施計画又は事業実施計画の変更を協会に提出して下さい。この場合、支援対象者（協会実施要領第7条に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）の事業実施計画又は事業実施計画の変更等について、県協議会の業務方法書の規定に基づき審査し、事業の要件を満たしているものについて、県協議会の事業実施計画等と併せて協会に提出して下さい。
- (2) 支援対象者は、以下のセーフティネット構築事業に取り組もうとする場合は、当該支援対象者の事務所が所在する都道府県の県協議会に、事業実施計画等を提出して下さい。

### 2 事業の概要

#### (1) 目的

燃油は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の価格見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸農家は、冬期加温に燃油を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要であるが、特に今冬の低温、A重油価格の継続的な上昇傾向を鑑みて、追加の対策が緊要となった。

#### (2) 事業内容

施設園芸セーフティネット構築事業（協会実施要領第2章第2節に規定するもの）  
農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

##### ① 新規支援対象者及び既存の支援対象者のうち新たに参加する構成員

###### ア 対象油種及び対象期間

施設園芸に供するA重油及び灯油を対象とし、12月から4月までを対象期間とする。

ただし、生産局要領別紙1-1の第2の2のただし書きに基づき、事業実施者から申請があつて本法人が認める場合は、以下の対象期間とすることができる。

- (ア) 12月から3月までの期間
- (イ) 12月から5月までの期間

- ② 既存の支援対象者  
対象油種の追加及び積立金の増額

### 3 事業実施の手続き等について

#### (1) 公募期間

公募期間は、平成30年9月18日（火）から平成30年10月31日（水）までとします。

#### (2) 提出書類等について

- ① 県協議会は、協会実施要領第9条第1項又は第9条第5項及び第6項の規定に基づき、県協議会の事業実施計画又は事業実施計画の変更を作成し、管内の支援対象者の省エネルギー等対策推進計画、事業実施計画書又は事業実施計画の変更等を付して協会に提出して下さい。
- ② 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画及び事業実施計画又は事業実施計画の変更については、県協議会で審査が行われ、要件等を満たしその承認が得られることが確実であるもののみを受け付けますので、県協議会が支援対象者の事業実施計画等の妥当性を審査したことを記した書面（審査を行う際のチェック事項（別紙様式）に基づき審査した確認結果表）を各支援対象者ごとに作成し、併せて提出して下さい。
- ③ また、「施設園芸等燃油価格高騰対策の事務手続きについて」（平成26年2月6日付け日施園第217号。一部改正 平成30年4月5日付け日施園第12号。以下「事務手続き」という。）Iの2の（6）により作成して頂く一覧表については、協会の施設園芸等燃油価格高騰対策に係るメールアドレス（nenyu@jgha.com）宛てに、提出書類と併せて、電子メールで提出して下さい。
- ④ なお、具体的な提出資料については、事務手続きを参照して下さい。

#### (3) 提出期限等

- ① 県協議会から協会への提出期限：平成30年10月31日（水）17時まで。  
なお、郵送の場合は10月31日の消印は有効とします。また、支援対象者から県協議会への提出期限は、県協議会から協会への提出期限に間に合うよう、県協議会が適切に設定して下さい。
- ② 事業実施計画書等の提出場所及び公募に関する問い合わせ先  
〒103-0004 東京都中央区東日本橋3-6-17 山一ビル 4階  
一般社団法人 日本施設園芸協会  
担当者 本多（ほんだ） 電話03-3667-1631

なお、事業内容に関する問い合わせは、農林水産省生産局及び地方農政局の生産部（北海道にあっては農林水産省生産局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部）にお

いても対応可能ですので、参考までに関係部局を記載します。

【施設園芸セーフティネットの構築の支援関係】

農林水産省生産局園芸作物課	03-3593-6496
東北農政局生産部園芸特産課	022-221-6193
関東農政局生産部園芸特産課	048-740-0434
北陸農政局生産部園芸特産課	076-232-4314
東海農政局生産部園芸特産課	052-223-4624
近畿農政局生産部園芸特産課	075-414-9023
中国四国農政局生産部園芸特産課	086-224-9413
九州農政局生産部園芸特産課	096-300-6249
沖縄総合事務局農林水産部生産振興課	098-866-1653

③ 提出部数 1部

④ 提出に当たっての注意事項

- ア 提出書類に使用する言語は日本語として下さい。
- イ 事業実施計画書等の書類の提出は、原則として郵送としますが、やむを得ない場合には、提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、事務手続きⅠの2の(6)により作成して頂く一覧表については、協会の施設園芸等燃油価格高騰対策に係るメールアドレス (nenyu@jgha.com) 宛てに提出書類と併せて、電子メールで提出して下さい。
- ウ 提出書類を郵送等する場合は、簡易書留・特定記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって下さい。
- エ 提出書類は、返還できないのでご了承下さい。
- オ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、無効とします。また、提出書類に不備等がある場合は、審査対象とはならないので、公募要領等を熟読のうえ、注意して作成して下さい。
- カ 提出書類の差し替えは認められません。
- キ 応募団体の要件を有しない者が提出した事業実施計画書等は、無効です。
- ク 補助金交付対象者の氏名又は名称は、公開する場合があります。

## 4 事業実施計画の審査について

### (1) 審査方法

協会は、提出された支援対象者の事業実施計画については、協会に設置した審査委員会における審査を経て承認するものとします。この場合の承認の基準は、別表のポイント制により行うものとし、原則として、ポイントの高いものから、予算の範囲内で承認するものとします。

なお、継続地区（平成29事業年度までに省エネルギー推進計画の承認を受けた支援対象者）については、ポイント付けによらず、優先的に採択することとしております。

### (2) 承認の通知等

協会は審査結果を踏まえ、県協議会に対して協議会の事業実施計画の承認通知を発出するとともに、支援対象者の事業実施計画については、県協議会を經由して、承認の通知（不承認となった場合は不承認の旨）を行います。なお、承認通知の発出は、概ね11月中旬を予定しています。対象期間が12月からとなりますので、11月中に補助金の交付決定までの事務手続きが必要になりますので、ご留意願います。

## 5 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守って頂く必要があります。

### （1）事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならない。

### （2）補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）等に基づき、適正に執行する必要がある。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要がある。

### （3）フォローアップ

協会は、補助事業実施期間中、所期の目的が達成されるよう、必要に応じて、補助事業者に対し、審査委員会委員等による現地調査を行う。

補助事業者は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければならない。

### （4）その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがある。